

計算書類の内容の違法と後続期の計算書類の承認決議の有効性

大 島 一 輝

- 一 はじめに
- 二 チッソ事件最高裁判決
 - (一) 判 旨
 - (二) 本稿の検討課題における意義
- 三 過年度の計算書類の内容の違法が発覚した場合の会計処理
 - (一) 企業会計原則注解(注一二)
 - (二) 二四号会計基準
 - (三) 本稿の検討課題における意義
- 四 学 説
 - (一) 過年度確定必要説
 - (二) 過年度確定不要説
 - (三) 各学説の対立点
- 五 検 討
 - (一) チッソ事件最高裁判決の射程
 - (二) 計算書類の内容の違法と利益処分・剰余金の配当の効力
 - (三) まとめ
- 六 おわりに

一 はじめに

ある過去の事業年度（以下「過年度」という）の計算書類を承認する定時株主総会（または取締役会）の決議がなされた後に、当該過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合、当該事業年度より後の事業年度（以下「後続期」という）の計算書類を確定させるためには、いかなる手続が必要になるか。具体的には、いかなる会計処理が必要であるか、また、過年度の計算書類を承認する決議を、あらかじめ行う必要があるのか否か、という点が問題となる。この問題は、二〇〇九年二月四日、企業会計基準委員会が、過年度の財務諸表に誤謬があった場合における会計処理に関して、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第二四号。以下「二四号会計基準」という）を公表し、二〇一一年四月一日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から適用するものとされたことを契機に、学説においてあらためて議論されるようになった。また、実務では、上場会社において、会社法上の計算書類および金融商品取引法上の財務諸表の内容に違法があることが判明した場合には、金融商品取引法所定の訂正手続（有価証券届出書の訂正につき、同法七条一項（訂正届出書の提出）、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書の訂正につき、それぞれ同法二四条の二第一項、二四条の四の七第四項、二四条の五第五項（訂正報告書の提出））は行うものの、いったん承認決議を得た計算書類を作成し直すこととはしない例が多いとの指摘がある。⁽³⁾ こうした実務の状況に鑑みても、過年度の計算書類を承認する決議を、あらかじめ行う必要があるのか否かについて検討する意義があると考える。そこで、本稿では、この問題について検討する。

学説においては、過年度の計算書類につき、定時株主総会（または取締役会）の承認決議がなされた後に、当該過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合、後続期の計算書類を確定させるためには、当該過年度の計

算書類を訂正のうえ、これを承認する決議をあらためて行ったうえで、当該後続期の計算書類の承認決議を行う必要があるという考え方⁽⁴⁾（以下「過年度確定必要説」という）と、当該後続期の期首の残高に、過年度の計算書類の訂正による累積的影響額を反映して、当該後続期の計算書類を作成すれば、当該後続期の計算書類を確定させることができる（このようにして当該後続期の計算書類を確定させたとしても、過年度の計算書類は、それについてあらためて承認決議を行わなければならない、未確定のままである）とする考え方⁽⁵⁾（多数説であると思われる。以下「過年度確定不要説」という）が対立している。学説では、後述するチッソ事件最高裁判決の位置付けや、二四号会計基準の会社法上の取扱いについて、理解が分かれているため、整理したうえで検討する。

最三小判昭和五八年六月七日民集三七卷五号五一七頁（チッソ株主総会決議取消請求事件最高裁判決）は、決議の方法の法令違反または著しい不公正（会社法（以下、本文および注において「会」と略記する場合がある）八三一条一項一号）を理由として、ある事業年度（過年度）の計算書類を承認する定時株主総会の決議を取り消す訴えが提起された場合には、当該事業年度より後の事業年度（後続期）の計算書類を承認する定時株主総会の決議がなされているとしても、右訴えの利益は失われまいとした。この結論に至る過程において、チッソ事件最高裁は、過年度の計算書類を承認する定時株主総会の決議の取消判決の確定が、後続期の計算書類に与える影響について、以下のとおり判示した。「株主総会における計算書類等の承認決議がその手続に法令違反等があるとして取消されたときは、たとえ計算書類の内容に違法、不当がない場合であっても、右決議は既往に遡って無効となり、右計算書類等は未確定となるから、それを前提とする次期以降の計算書類等の記載内容も不確定なものになると解さざるをえず、したがって、……あらためて取消された期の計算書類等の承認決議を行わなければならない」。右の判旨によれば、チッソ事件最高裁は、過年度の計算書類を承認する定時株主総会の決議の取消判決が確定した場合には、当該過年度の計算書類につき、有効な承認決議を受けなければ、後続期の計算書類を確定させることができないと考えているようである。そこで、本稿で

扱う問題を検討するうえで、チッソ事件最高裁判決の考え方の妥当性および射程を考える必要がある。

以上のことから、本稿は、以下の順序で検討を行う。まず、チッソ事件最高裁判決の判旨を確認する(二)。そして、二四号会計基準、および同基準公表前において、過年度の計算書類の内容に違法がある場合における会計処理の基準とされてきた、企業会計原則注解(注一二)の内容を確認する(三)。そのうえで、学説を整理し(四)、私見を提示する(五)。

二 チッソ事件最高裁判決

(一) 判旨

チッソ事件は、Y(チッソ株式会社。被告・控訴人・上诉人)の第四二期定時株主総会(本件総会)における、第四二期(一九七〇年四月一日から同年九月三〇日まで)の営業報告書、貸借対照表、損益計算書および利益金処分案を承認する決議(本件決議)の取消を、Yの株主であるXら二七名が求めた事件である。

第一審(大阪地判昭和四九年三月二八日判例時報七三六号二〇頁)は、株主の会場への入場を制限したこと、および、修正動議を無視して本件決議を行ったことが、本件決議の取消事由(決議の方法の法令違反または著しい不正(昭和四九年改正前商法二四七条一項))にあたるとして、Xらの請求を認容した。控訴審(大阪高判昭和五四年九月二七日金融・商事判例五八五号二頁)も、第一審の結論を支持した。

上告審において、Yは、第四二期の計算書類の承認議案に対する本件決議があった後、第四三期から五四期までの各定時株主総会において、いずれも決算案は承認されて確定しているから、訴えの利益を欠くと主張した。これに対

して、最高裁は、以下のとおり判示して、訴えの利益を欠くものではないと結論付けた。

①「株主総会決議取消の訴えの一般的な形成の訴えは、法律に規定のある場合に限って許される訴えであるから、法律の規定する要件を充たす場合には訴えの利益の存するのが通常であるけれども、その後の事情の変化により右利益を喪失するに至る場合のあることは否定しえないところである。しかして、XらのYに対する本訴請求は、昭和四五年一月二八日に開催されたYの第四二回定時株主総会における『昭和四五年四月一日より同年九月三〇日に至る第四二期営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益金処分案を原案どおり承認する』旨の本件決議について、その手続に瑕疵があることを理由として取消を求めるものであるところ、その勝訴の判決が確定すれば、右決議は初めに遡って無効となる結果、営業報告書等の計算書類については総会における承認を欠くことになり、また、右決議に基づく利益処分もその効力を有しないことになって、法律上再決議が必要となるものというべきであるから、その後右議案につき再決議がされたなどの特別の事情がない限り、右決議取消を求める訴えの利益が失われることはないものと解するのが相当である。」

②「株主総会における計算書類等の承認決議がその手続に法令違反等があるとして取消されたときは、たとえ計算書類等の内容に違法、不当がない場合であっても、右決議は既往に遡って無効となり、右計算書類等は未確定となるから、それを前提とする次期以降の計算書類等の記載内容も不確定なものになると解さざるをえず、したがって、Yとしては、あらかじめ取消された期の計算書類等の承認決議を行わなければならないことになるから、……右特別の事情があるということではできない。」

(二) 本稿の検討課題における意義

前記のとおり、チッソ事件最高裁判決の事案は、手続的瑕疵を取消事由として、株主総会決議の取消請求を求めるものである⁶⁾。また、チッソ事件最高裁が、前記二(一)②のとおり、計算書類の承認決議が取り消されたときは、その決

議は既往に遡って無効となり、当該計算書類は未確定となるから、それを前提とする次期以降の計算書類の内容も不確定なものになる、と判示した部分は、あくまで訴えの利益の有無の判断のための傍論である。したがって、この判旨は、過年度の計算書類の内容に違法がある場合における、後続期の計算書類の確定の問題を、直接の射程とするものではない。しかし、仮にこの判旨が、過年度の計算書類の内容に違法がある場合も射程に含むとすれば、以下のような考え方が成り立ちうる。すなわち、過年度の計算書類の内容に違法がある場合には、通説によれば、当該計算書類の承認決議は無効であると解される。⁽⁷⁾⁽⁸⁾ 計算書類の承認決議が無効である場合には、チッソ事件最高裁判決の考え方によれば、当該計算書類は未確定であり、後続期の計算書類も不確定となる。したがって、後続期の計算書類を確定させるためには、当該後続期に係る計算書類の承認決議だけでなく、内容に違法がある計算書類の事業年度から、当該後続期に至るまでの、全ての計算書類について、あらためて承認手続を行う必要がある⁽⁹⁾（後述の過年度確定必要説）。

これに対して、仮にチッソ事件最高裁判決の判旨（前記二(一)②）が、過年度の計算書類の内容に違法がある場合を射程に含まないとすれば、以下のような考え方が成り立ちうる。すなわち、内容に違法がある、過年度の計算書類の承認決議が無効である結果、当該計算書類が未確定であったとしても、それは後続期の計算書類の確定手続には影響せず、後続期の計算書類について承認決議がなされていれば、後続期の計算書類は（過年度の計算書類が未確定のままでも）確定する⁽¹⁰⁾（後述の過年度確定不要説）。

したがって、本稿の問題を検討するうえでは、チッソ事件最高裁の判旨（前記二(一)②）の射程をいかに考えるかが重要である。

三 過年度の計算書類の内容の違法が発覚した場合の会計処理

(一) 企業会計原則注解(注一二)

二四号会計基準は、その「結論の背景」において、同基準が二〇〇九年に公表されるまでは、我が国において会計上の誤謬は、企業会計原則注解(注一二)に従って処理されてきたと説明する。⁽¹¹⁾そして、企業会計原則注解(注一二)は、過去の期間の損益に含まれていた計算の誤りあるいは不適当な判断を当期において発見した場合において、その修正を行うことから生じる損失あるいは利得を、「前期損益修正項目」として、当期(誤謬発見時の事業年度)における特別損益として計上する取扱い(過去の計算書類に遡って修正することはせず、あくまで当期における会計処理で対応する取扱い)を定めたものと理解されると説明する。⁽¹²⁾

もつとも、企業会計原則注解(注一二)は、特別損益に属する項目として、臨時損益(固定資産や有価証券の売却益、災害による損失)および前期損益修正があるとしたうえで、前期損益修正項目の例として、過年度における引当金または減価償却の過不足修正額や、過年度における棚卸資産の訂正額、および過年度償却済債権の取立額を挙げるものであり、前記の説明のように、計算の誤りや不適当な判断の訂正に伴い生ずる損益が、前期損益修正項目に該当するとの明確な定めを置いていないわけではない。さらに、従来の会計実務においても、「前期損益修正項目」として取り扱ってきた事例の多くは、減価償却の修正項目や、引当金の修正項目であり、誤謬に伴う修正項目を「前期損益修正項目」として処理することは、会計慣行上容認されるものではない、との指摘もある。⁽¹³⁾このことから、二四号会計基準の公表前における会計上の誤謬の取扱いについては、当時の会計実務に照らして、なお検討の余地がある。⁽¹⁴⁾しかしながら、本稿においてはこの点の検討は留保し、二四号会計基準の公表前における会計上の誤謬の取扱いとしては、

前述のように、当該誤謬のある事業年度に遡って計算書類を修正するのではなく、当該誤謬の修正を行うことから生じる利得または損失を、誤謬を発見した事業年度の特別損益（前期損益修正項目）として認識する会計処理（以下「特別損益処理方式」という）が認められていたとの、現在の一般的理解⁽¹⁵⁾を前提に、以降の検討を行うこととする。

(二) 二四号会計基準

企業会計基準委員会は、平成二十二年二月四日、企業会計基準第二四号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（二四号会計基準）を公表した（同基準は、平成二十三年四月一日以後開始する事業年度の期首以後に行われる過去の誤謬の訂正から適用される（二四号会計基準二三項））。二四号会計基準の適用により、過去の誤謬の取扱いは、企業会計原則注解（注一二）が定めるように、「前期損益修正項目」として当期の特別損益として処理する方法から、二四号会計基準が定める方法（後述の修正再表示による方法）に変更されることになる（二四号会計基準一項、六五項⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾）。

以下では、過年度の計算書類の内容の違法が発覚した場合における、当該後続期に行うべき、同基準に従った会計処理の内容を説明する。同基準は、この場合には、修正再表示を行う旨規定する（二四号会計基準二一項⁽¹⁸⁾）。修正再表示とは、過去の財務諸表（計算書類）における誤謬の訂正を、財務諸表（計算書類）に反映することをいう（二四号会計基準四項(Ⅲ)）。修正再表示は、「表示期間」の概念を前提とする。「表示期間」とは、当期の財務諸表（計算書類）およびこれにあわせて過去の財務諸表（計算書類）が表示されている場合の、その表示期間をいう（二四号会計基準七項(1)）。すなわち、財務諸表については二年間、計算書類については一年間である。過年度の計算書類の内容の違法が発覚した場合における、修正再表示の方法は、以下のとおりである。①表示期間より前の期間に関する修正再表示による累積的影響額は、表示する財務諸表（計算書類）のうち、最も古い期間の期首の資産、負債および純資産の額に反映する（二四号会計基準二二項(1)）。②表示する過去の各期間の財務諸表（計算書類）には、当該各期間の影響額を反

映する（同項②）。

二四号会計基準に関する以上の説明を、会社法上の計算書類にあてはめて考えると、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合には、これを適正に修正した場合の、当該後続期への影響額を、当該後続期の貸借対照表における、期首の資産、負債、および純資産の額に反映させることが、当該後続期に行うべき会計処理であるということになる（以下、この会計処理を、「修正再表示方式」という）。

（三） 本稿の検討課題における意義

企業会計原則注解（注一二）によると、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合には、これを適正に修正した場合の当該後続期への影響額を、当該後続期において特別損益として計上することになる。二四号会計基準によると、当該影響額を、当該後続期における貸借対照表の期首残高に反映させることになる。したがって、いずれの会計基準も、後続期の計算書類を対象とする会計処理のみを要求しており、過年度の計算書類に対して、いかなる処理が必要であるかについては、言及していないといえよう。

そこで、後続期の計算書類を確定するためには、企業会計原則注解（注一二）または二四号会計基準が要求する、当該後続期の計算書類への影響額の反映のみで足りるのか、さらに過年度の計算書類の確定が必要になるのかの問題となる。

四 学 説

(一) 過年度確定必要説

1 総 説

過年度の計算書類の内容に違法があることにより、当該計算書類の承認決議が無効である場合においては、後続期の計算書類を確定させるためには、当該過年度の計算書類を訂正し、これを承認する決議をあらためて行い、かつ、当該後続期の計算書類の承認決議を行うことが必要であるという考え方があり(過年度確定必要説)¹⁹⁾。

2 二四号会計基準公表前の過年度確定必要説

二四号会計基準の公表前において、過年度確定必要説に立つ学説²⁰⁾(以下、この学説を「過年度確定必要説①」という)の理由付けは、以下のとおりである。すなわち、前記二(一)②のチツソ事件最高裁の判旨、および、「会社の計算の確定に関しては、代表取締役の選任決議が取り消された場合における既往の取引行為のように表見関係が問題になる余地はなく、次期以降の計算は確定したその期の計算を基礎としてのみ確定されうると解するほかない²¹⁾」とする、平成一七年改正前商法下の学説に鑑みれば、過年度の計算書類の内容に違法がある場合には、当該過年度の計算書類のみならず、後続期の計算書類についても確定してないと解する余地があるとする²²⁾。したがって、過年度の計算書類の内容に違法がある場合には、当該計算書類およびそれ以降の事業年度の計算書類につき、必要な訂正を施したうえで、あらためて承認決議を行うという方法で、計算書類を確定することが必要であると結論付ける²³⁾。

この理由付けから、過年度確定必要説①は、チツソ事件最高裁判決が、過年度の計算書類の内容に違法があること

が発覚した場合も射程を含むと理解しているものと思われる。また、過年度確定必要説①は、二四号会計基準はもちろん、企業会計原則注解（注一二）にも言及しない。したがって、同説は、過年度の計算書類の内容に違法がある場合であって、それ以降の事業年度において、特別損益処理方式または修正再表示方式による会計処理が一切行われていない場合を前提とする学説であると思われる。

3 二四号会計基準公表後の過年度確定必要説

二四号会計基準の公表後における学説であり、かつ同基準に言及しつつ、過年度確定必要説に立つ学説もある（以下、この学説を「過年度確定必要説②」という）。その理由付けは、以下のとおりである。前記二(一)②のチッソ事件最高裁の判旨は、計算書類の承認決議が取り消された場合は「たとえ計算書類等の内容に違法、不当がない場合であっても、右決議は既往に遡って無効となり、右計算書類等は未確定となるから、それを前提とする次期以降の計算書類等の記載内容も不確定なものになると解さざるをえず」としており、計算書類の内容に違法、不当がある場合は、もちろん当該計算書類が未確定となることを前提にしていると考えられる⁽²⁵⁾。また、チッソ事件最高裁は、過年度の計算書類が未確定となると、それを前提とする後続期の計算書類の内容も不確定となるとしており、未確定となった過年度の計算書類が手続的瑕疵により未確定となった場合に限定しているわけではない⁽²⁶⁾。したがって、チッソ事件最高裁判決は、過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合も射程を含むものとする⁽²⁷⁾。

そして、二四号会計基準は、「既に公表された財務諸表自体の訂正期間及び訂正方法は、各開示制度の中で対応が図られるものと考えられる」（同基準六五項）として、会社法上は、過年度（および当該過年度より後の各事業年度⁽²⁸⁾）の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合には、後続期の計算書類の確定手続を行う前に、内容に違法があるこれらの事業年度の計算書類の確定手続が必要になると考えるべきであるとする⁽²⁹⁾。内容に違法があるこ

これらの事業年度の計算書類を訂正し、承認決議を行うと、これらの計算書類は、内容に違法のない計算書類となり、この場合、これから確定手続を行う後続期の計算書類については、二四号会計基準を適用する必要はないとする⁽³⁰⁾。つまり、二四号会計基準は、過年度の計算書類の内容に違法がある場合には適用されないと解すべきとする⁽³¹⁾。

このように、過年度確定必要説②は、チッソ事件最高裁判決が、過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合も射程に含むものとする点で、過年度確定必要説①と共通する。過年度確定必要説②が、過年度の計算書類①と異なるのは、二四号会計基準との関係に言及する点である。すなわち、過年度確定必要説②は、過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合には、当該過年度の計算書類、および、当該過年度以降の事業年度の計算書類を訂正し、これらの計算書類につき、あらためて承認決議を行うべきであり、二四号会計基準にいう修正再表示によるべきではないとする⁽³²⁾。

(二) 過年度確定不要説

過年度の計算書類の内容に違法があることにより、当該計算書類の承認決議が無効である場合においては、特別損益処理方式または修正再表示方式により、当該後続期の期首の残高に、過年度の計算書類の訂正による累積的影響額を反映して、当該後続期の計算書類を作成すれば、当該過年度の計算書類が未確定のままであっても、当該後続期の計算書類を確定させることができるとする考え方もある(過年度確定不要説⁽³⁴⁾)。そして、このようにして当該後続期の計算書類を確定させたとしても、過年度の計算書類は、それについてあらためて承認決議を行わなければ、未確定のままであるとする⁽³⁵⁾。過年度確定不要説は、二四号会計基準の公表を契機に主張されるようになった学説であり⁽³⁶⁾、現在の多数説であると思われる。以下では、過年度確定不要説の理由付けを確認する。

1 チッソ事件最高裁判決の射程

過年度確定不要説に立つ学説においては、チッソ事件最高裁判決は、計算書類の承認決議に手続的瑕疵があった事案に関するものであり、かつ、二四号会計基準が規定するような、遡及処理の会計慣行が成立する以前のものであるから、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合については、同判決の射程外であるとするものがある。⁽³⁷⁾

また、過年度確定不要説に立ちつつ、チッソ事件最高裁判決の射程について、以下のように論じるものもある。すなわち、同判決の事案では、後続期の計算書類は、過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定する前の時点において、当該過年度の計算書類の内容を前提として作成されたものである。そのため、後続期の計算書類は、当該過年度の計算書類が確定していることを前提に作成されたものであると評価できるとする。⁽³⁸⁾ これに対して、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合において、特別損益処理方式または修正再表示方式によって、当該後続期の計算書類に累積的影響額を反映させたときは、当該後続期の計算書類は、過年度の計算書類が（内容に違法があり）未確定であることを前提に作成されたものであると評価できるとする。⁽³⁹⁾ このように、チッソ事件最高裁判決の事案は、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合と比べて、後続期の計算書類を作成する際の前提が異なるため、同場合はチッソ事件最高裁判決の射程外であるとする。⁽⁴⁰⁾

2 会計基準との関係

二四号会計基準は、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合においては、累積的影響額を、当該後続期における貸借対照表の期首残高に反映させる方法で会計処理すべきとする。これは、当該後続期の期首残高と、その前の事業年度における期末残高に差が生じることを許容するものである。⁽⁴¹⁾ したがって、内容に違法がある

過年度の計算書類は、何ら訂正することなく、当該後続期の計算書類のみを、二四号会計基準に従って（すなわち、修正再表示方式により）訂正し、確定させることも可能であるとする。⁽⁴³⁾

この点については、たしかに、企業会計原則における特別損益処理方式または二四号会計基準における修正再表示方式は、当該後続期の計算書類のみを対象とするものであり、それ以前の事業年度の計算書類の内容を変更するものではない。しかし、二四号会計基準が、「既に公表された財務諸表自体の訂正期間及び訂正方法は、各開示制度の中で対応が図られるものと考えられる」（同基準六五項）としているように、後続期の計算書類の確定のために、内容に違法がある過年度の計算書類を訂正し、あらためて承認決議を行う必要があるか否かは、会社法上の問題であり、企業会計原則および二四号会計基準はこの問題について言及していないと解するのが妥当であろう。したがって、特別損益処理方式または修正再表示方式が、当該後続期の計算書類のみを対象とするものであり、それ以前の事業年度の計算書類の内容を変更するものではないからといって、会社法上も、後続期の計算書類の確定のためには、内容に違法がある過年度の計算書類を訂正し、あらためて承認決議を行う必要はないと結論付けることはできないであろう。

さらに、会計基準との関係について、以下のように論じる所説もある。すなわち、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合においては、特別損益処理方式または修正再表示方式によって、当該後続期の計算書類に累積的影響額を反映し、過年度の計算書類が確定していないことを前提として、当該後続期の計算書類のみを承認し、確定させようという株主総会または取締役会の意向を否定する必然性まではないとする。⁽⁴⁴⁾

しかし、過年度の計算書類が確定していないことを前提として、当該後続期の計算書類のみを承認し、確定させるということが、そもそも会社法上許されないのであれば、前記株主総会または取締役会の意向を肯定することはできないはずである。

(三) 各学説の対立点

ここまでのまとめとして、各学説の対立点を確認する。まず、過年度承認必要説は、過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合が、チツソ事件最高裁判決の射程に含まれるとする⁽⁴⁴⁾。これに対して、過年度承認不要説は、同場合はチツソ事件最高裁判決の射程には含まれないとする⁽⁴⁵⁾。

また、会計基準との関係について、過年度承認必要説⁽⁴⁶⁾は、過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合にも、チツソ事件最高裁判決の射程が及ぶ以上、当該過年度の計算書類、および、当該過年度以降の事業年度の計算書類を訂正し、これらの計算書類につき、あらためて承認決議を行うべきであり、二四号会計基準にいう修正再表示によるべきではないとする⁽⁴⁶⁾。これに対して、過年度承認不要説は、修正再表示方式により後続期の計算書類を作成することが、一般に公正妥当な企業会計の慣行に従った会計処理であるとして、このように作成した後続期の計算書類につき承認決議を行えば、過年度の計算書類の訂正・再決議を行わなくとも、後続期の計算書類は有効に確定すると考える⁽⁴⁷⁾。なお、前記四(二)2のとおり、過年度の計算書類についてあらためて承認決議を行う必要があるか否かは、会社法上の問題であり、会計基準はこの点に言及しない。したがって、特別損益処理方式および修正再表示方式が、当該後続期の計算書類のみを対象とするものであり、それ以前の事業年度の計算書類の内容を変更するものではないからといって、そのことは、過年度承認不要説を支持する理由とはなりえないと思われる。

以上のような学説の対立構造を踏まえて、以下では、チツソ事件最高裁判決の射程を中心に、過年度の計算書類についてあらためて承認決議を行う必要性の有無について検討を行う。

五 検 討

(一) チッソ事件最高裁判決の射程

1 総 説

チッソ事件最高裁判決の射程に関して、過年度確定不要説は、チッソ事件最高裁判決は、計算書類の承認決議に手続的瑕疵があった事案に関するものであり、かつ、二四号会計基準が規定するような、遡及処理の会計慣行が成立する以前のものであるから、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合については、同判決の射程外であると⁽⁴⁸⁾する。たしかに、チッソ事件は、計算書類の承認決議に手続的瑕疵があった事案である。しかしながら、過年度確定必要説⁽²⁾が主張するとおり(前記四(一)3参照)、前記二(一)②のチッソ事件最高裁の判旨自体は、計算書類の内容に違法があるために承認決議が無効である場合と、承認決議が取り消されたことにより無効となった場合とを区別せず、およそ計算書類の承認決議が無効である場合においては、当該計算書類は未確定となり、それを前提とする次期以降の計算書類の内容も不確定になる、と判示しているように⁽⁴⁹⁾読める。

この点について、過年度確定不要説には、チッソ事件最高裁判決の事案は、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合とは、後続期の計算書類を作成する際の前提が異なるため、同場合はチッソ事件最高裁判決の射程外であるとするものがある(前記四(二)1参照)。たしかに、チッソ事件では、承認決議の取消請求の対象となっている、第四二期の計算書類の内容を前提として、第四三期から第五四期までの計算書類が作成されたことがうかがわれる⁽⁵⁰⁾。これに対して、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合に、特別損益処理方式または修正再表示方式によって、当該後続期の計算書類に累積的影響額を反映させたときは、当該後続期の計算書類は、当

該過年度の計算書類の内容を前提に作成されたものとはいえず、むしろ、当該過年度の計算書類を適正な内容に訂正した場合に得られる数値を前提に作成されたものといえよう。したがって、チッソ事件最高裁判決の事案が、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合とは、後続期の計算書類を作成する際の前提が異なるとの指摘は正当である。問題は、かかる前提の相違があるとして、これを理由に、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合がチッソ事件最高裁判決の射程外である、と結論付けることができるか否かである。以下では、チッソ事件最高裁判決が、過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定し、当該計算書類が未確定となった場合には、それを前提とする次期以降の計算書類の内容も不確定になる、と判示した実質的理由に立ち返って、この点についてさらに検討してみよう。

2 チッソ事件最高裁判決の実質的理由

チッソ事件最高裁は、過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定し、当該計算書類が未確定となった場合には、当該決議に基づく利益処分は無効となり、(当該利益処分を有効に行うためには)法律上再決議が必要となると判示する(前記二(一)①)。すなわち、過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定すると、たとえ当該過年度の計算書類の内容自体には何ら違法がなかったとしても、当該決議に基づく利益処分が無効となる結果、すでに作成された後続期の計算書類の内容に影響を与える。そして、当該過年度の計算書類について、あらためて承認決議を行うか否かによって、利益処分の効力が左右されることになる結果、後続期の計算書類の内容が変動しうる。チッソ事件最高裁判決が、過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定し、当該計算書類が未確定となった場合には、それを前提とする次期以降の計算書類の内容も不確定になる、と判示した実質的理由は、この点にあるものと思われる。

この点を、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合について考えてみよう。この場合には、

当該過年度の計算書類の内容を訂正すれば、違法発覚前にすでに作成された後続期の計算書類の内容に影響を与える（以下これを「内容訂正による影響」という）。また、過年度の計算書類の内容に違法があることを理由に、当該過年度の計算書類の承認決議が無効となることで、当該過年度における利益処分（会社法においては剰余金の配当）も無効になるとすれば、当該過年度の計算書類について、あらかじめ承認決議を行うか否かによって、利益処分（剰余金の配当）の効力が左右されることになる結果、後続期の計算書類の内容が変動しうる（以下これを「配当無効による影響」という）。

このうち、内容訂正による影響については、後続期の計算書類が、特別損益処理方式または修正再表示方式によって累積的影響額を反映している場合には、問題にならないと思われる。なぜならば、この場合には、後続期の計算書類は、過年度の計算書類の内容が訂正された場合における累積的影響額をすでに反映して作成されているため、その後当該過年度の計算書類が実際に訂正されたとしても、当該後続期の計算書類の内容は、変動する余地がないからである。

これに対して、配当無効による影響については、検討の余地がある。配当無効による影響は、過年度の計算書類の内容に違法があることを理由に、当該過年度の計算書類の承認決議が無効となる結果、当該過年度における利益処分（剰余金の配当）が無効になる場合に生じるものである。仮に、当該過年度における利益処分（剰余金の配当）が無効となったことによる影響額を、特別損益処理方式または修正再表示方式によって、後続期の計算書類に反映させたとしても、その後に当該過年度の計算書類につきあらためて承認決議を行えば、当該過年度における利益処分（剰余金の配当）は有効となり、後続期の計算書類の内容にさらに影響を及ぼす可能性がある。つまり、配当無効による影響は、特別損益処理方式または修正再表示方式による会計処理では解消できず、当該過年度の計算書類について、あらためて承認決議を行わない限り解消しない。したがって、過年度の計算書類の内容に違法があることを理由に、当該

過年度の計算書類の承認決議が無効となる結果、当該過年度における利益処分（剰余金の配当）が無効になるとすれば、チツソ事件最高裁が判示したように、配当無効による影響により、後続期の計算書類は不確定となり、これを確定させるためには、当該過年度の計算書類について、あらためて承認決議を行わなければならないという、過年度承認必要説の結論に帰着しそうである。

そこで、以下では、過年度の計算書類の内容に違法があることを理由に、当該過年度の計算書類の承認決議が無効である場合における、当該過年度における利益処分（剰余金の配当）の効力について、平成一七年改正前商法と会社法の規整の違いや、関係する裁判例に着目しつつ、検討することとする。

(二) 計算書類の内容の違法と利益処分・剰余金の配当の効力

1 規整の変遷

平成一七年改正前商法では、利益配当は、定時総会において利益処分案を承認することによって行うとした（平成一七年改正前商法二八一条一項四号、二八三条一項。ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という）二一条の三一第一項参照）。このほか、営業年度を一年とする株式会社については、一営業年度につき一回に限り、年度中の一定の日における株主に対して、取締役会の決議により金銭の分配（中間配当）ができる旨を定款に定めることができた（平成一七年改正前商法二九三条ノ五第一項）。また、自己株式を取得するためには、定時総会の決議によって、次の定時総会までに取得できる自己株式の種類、総数および取得価額の総額を定めることが必要とされた（平成一七年改正前商法二〇一条一項一號）。

以上のように、平成一七年改正前商法は、中間配当および商法特例法上の特則を除けば、利益配当は、いずれも定時総会の決議によって行うべきものとしていた。定時総会における利益配当は、定時総会において貸借対照表および

損益計算書が承認され（平成一七年改正前商法二八一条一項一、二、三、四号、二八三条一項。ただし、商法特例法一六条一項参照）、当該貸借対照表上の利益額が確定したことを前提として、当該利益額を処分するための利益処分案を、同じ定時総会で承認することによって行われるものであった。⁽⁵¹⁾

このように、平成一七年改正前商法では、計算書類の承認と利益処分が制度的に一体となっていた。そして、この点を捉えて、「利益処分案の承認決議が適法であるためには、貸借対照表および損益計算書の適法な承認決議を前提とする⁽⁵²⁾」とする学説が唱えられた。

これに対して、会社法では、株式会社は、分配可能額規制に反しない限り、いつでも、何度でも株主総会の決議によって剰余金の配当を行うことができることとなった。⁽⁵³⁾ すなわち、株式会社が剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、剰余金の配当に関する事項を決定しなければならない（会四五四条一項柱書、四項柱書。ただし、会四五九条一項、会四六〇条一項参照）。また、取締役会設置会社は、一事業年度の途中に一回に限り、取締役会の決議によって剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款で定めることができる（会四五四条五項）。このように、会社法は、分配可能額規制に反しない限りにおいて、剰余金の配当をいつでも何度でも行えるようにする趣旨で、計算書類の承認と剰余金の配当を、制度的に別個のものとして整理したものと理解できよう。そして、このように理解することができるのであれば、計算書類の内容に違法があり、承認決議が無効である場合であっても、その後に行われた剰余金の配当については、分配可能額規制に反しない限り、有効なものと解してよいように思われる。もともと、このように解することができるとしても、計算書類の内容に違法がある場合において、その後に行われた剰余金の配当における分配可能額を算定するためには、当該計算書類を訂正し、あらためて承認決議を行わなければならないのか否かが、なお問題となる。以下では、この点について検討する。

2 分配可能額算定における承認決議の必要性

平成一七年改正前商法下の裁判例も、会社法下の裁判例も、内容に違法がある計算書類を実際に訂正し、あらためて承認決議を行っていないことも、計算書類の内容に違法がある場合において、その後に行われた剰余金の配当における財源規制の適用については、当該計算書類が仮に適正な内容に訂正されたならば有していたであろう、あるべき分配可能額（平成一七年改正前商法においては、いわゆる配当可能利益。同法二九〇条一項、二九三条ノ五第三項参照）を算定し、実際の配当額がこれを超えているか否かによって、違法配当にあたるか否かを判断してきた。⁶⁴⁾

学説においては、計算書類の内容に違法がある場合において、その後に行われた剰余金の配当における分配可能額の算定にあたっては、前記裁判例と同様に、あるべき分配額によるべきとするものが多数である。⁶⁵⁾ この点につき、「ある事業年度の計算書類が未確定であった場合には、それ以前で直近の確定した計算書類を基礎として分配可能額を計算」するから、「最終事業年度後に行われた配当や中間配当等がその時点の分配可能額を超えていれば」違法配当であると判断されるとする所説がある。⁶⁶⁾ この所説の理由付けは、以下のとおりである。すなわち、分配可能額の算定の出発点である剰余金の額（会四六一条二項一号）は、最終事業年度の貸借対照表上の、その他資本剰余金とその他利益剰余金の合計額を基礎とする（会四四六条一号イ、ホ、会社法施行規則一六条一〇号、会社計算規則一四九条）。最終事業年度とは、「各事業年度に係る第四三五条第二項に規定する計算書類につき第四三八条第二項の承認（第四三九条前段に規定する場合にあつては、第四三六条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの」である（会二条二四号⁶⁷⁾）。そして、内容に違法がある計算書類が定時株主総会（取締役会）において承認された場合には、当該決議は無効であるから、当該決議をもって、会社法二条二四号にいう「承認（中略）を受けた場合」に該当するということはできず、当該計算書類に係る事業年度は、最終事業年度にならない。⁶⁸⁾ したがって、この場合は、当該事業年度より前の事業年度の計算書類のうち、直近の確定した計算書類を基礎として分配可能額を計算すべきであると

する。⁽⁵⁹⁾

この理解は、会社法二条二四号の最終事業年度の定義を文理どおり解釈するものである。しかしながら、この理解は妥当ではない。⁽⁶⁰⁾ その理由は、以下のとおりである。会社法が、最終事業年度の概念を用いて分配可能額の算定の出発点となる計算書類に係る事業年度を決定することとした趣旨は、会社法においては、剰余金の配当等を、事業年度中に何度でも行うことができるようにしたことに対応するためであるとされる⁽⁶¹⁾。特に、最終事業年度の定義（会社法二四号）のうち、「承認（中略）を受けた場合」という要件は、ある事業年度の末日から、当該事業年度に係る計算書類の承認決議がなされ、計算書類が確定するまでの間に、その効力が生ずる剰余金の配当等についての分配可能額を算定する場合には、未確定である当該事業年度に係る貸借対照表ではなく、確定している過年度の直近の貸借対照表に基づき算定すべき旨を定める意義があると解されよう。⁽⁶²⁾ このことからすると、最終事業年度概念は、内容に違法がある計算書類が定時株主総会（取締役会）において承認された場合までも想定しているとはいえない。⁽⁶³⁾ さらに、この場合に、会社法二条二四号の最終事業年度の定義を文理どおり解釈してしまうと、計算書類の内容の違法が隠蔽され長期にわたる場合、何期も前の事業年度に係る貸借対照表が、分配可能額算定の基準になることがありうることになるが、そうしたことを是認して立法したとは思えないし、実質的に考えても妥当でない。⁽⁶⁴⁾

3 小 括

以上のことから、会社法では、計算書類の内容に違法があり、承認決議が無効である場合であっても、その後に行われた剰余金の配当については、分配可能額規制に反しない限り、有効なものと解すべきであろう。そして、分配可能額規制違反の有無の判断のためには、当該計算書類を実際に訂正し、あらためて承認決議を行う必要はなく、当該計算書類が仮に適正な内容に訂正されたならば有していたであろう、あるべき分配可能額を算定し、配当額がこれを

超えているか否かによって判断すべきである。

このように理解できるとするならば、会社法では、過年度の計算書類の内容に違法があることを理由に、当該過年度の計算書類の承認決議が無効であるとしても、それを理由に当該過年度における剰余金の配当を無効と解する必要がある。なぜならば、この場合における剰余金の配当の有効性は、分配可能額規制違反の有無によって決せられる問題であるといえるからである。そして、分配可能額規制を適用するうえでも、計算書類を実際に訂正し、あらためて承認決議を行う必要はない。したがって、チッソ事件最高裁判決が判示したように、配当無効による影響により、後続期の計算書類は不確定となり、これを確定させるためには、当該過年度の計算書類について、あらためて承認決議を行わなければならない、という説明は、会社法下では妥当しないといえよう。

(三) まとめ

五(一)(二)における検討の結果、以下の結論を得た。すなわち、内容訂正による影響については、後続期の計算書類が、特別損益処理方式または修正再表示方式によって累積的影響額を反映している場合には問題にならない。また、会社法下では、そもそも計算書類の承認決議の効力と、剰余金の配当の効力とは無関係であると思われる、内容に違法がある計算書類につき、あらためて承認決議を行わなくとも、違法配当か否かの判断は可能であると解されるから、配当無効による影響についても問題にならない。以上の理由から、私見としては、過年度承認不要説の結論を支持する。すなわち、特別損益処理方式または修正再表示方式に従った会計処理を行うことで後続期の計算書類を作成したうえで、当該後続期の計算書類の承認決議を行ったのであれば、内容に違法のある過年度の計算書類につき、あらためて承認決議を行っていないくとも、当該後続期に係る計算書類の承認決議は有効であり、当該後続期に係る計算書類の内容は確定すると解するのが妥当である。

六 おわりに

本稿では、過年度の計算書類の承認決議がなされた後に、当該過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合において、後統期の計算書類を確定させるためには、当該過年度の計算書類の承認決議を、あらためて行う必要があるのか否か、という問題を扱った。以下、検討結果の概要を述べる。

チッソ事件最高裁判決は、過年度の計算書類の承認決議が取り消されたときは、たとえ計算書類等の内容に違法、不当がない場合であっても、当該決議は既往に遡って無効となり、当該計算書類は未確定となるから、それを前提とする次期以降の計算書類の内容も不確定なものになると判示した。この判決が、本稿の検討対象である、過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合を射程に含むか否かという点をめぐって、学説が対立する。すなわち、過年度承認必要説は、過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合が、チッソ事件最高裁判決の射程に含まれるとする⁽⁶⁶⁾。そのうえで、過年度承認必要説は、後統期の計算書類を確定させるためには、当該過年度の計算書類、および、当該過年度以降の事業年度の計算書類を訂正し、これらの計算書類につき、あらためて承認決議を行うべきであり、二四号会計基準という修正再表示によるべきではないとする⁽⁶⁶⁾。これに対して、過年度承認不要説は、過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合は、チッソ事件最高裁判決の射程に含まれないとする⁽⁶⁷⁾。そのうえで、修正再表示方式により後統期の計算書類を作成することが、一般に公正妥当な企業会計の慣行に従った会計処理であるとして、このように作成した後統期の計算書類につき承認決議を行えば、過年度の計算書類の訂正・再決議を行わなくとも、後統期の計算書類は有効に確定する⁽⁶⁸⁾と考える。

チッソ事件最高裁判決が、過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定し、当該計算書類が未確定となった場合

には、それを前提とする次期以降の計算書類の内容も不確定になる、と判示した実質的理由は、当該過年度の計算書類について、あらためて承認決議を行うか否かによって、利益処分効力が左右されることになる結果、後続期の計算書類の内容が変動しうるとい点にある。これを、過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合について考えてみると、第一に、当該過年度の計算書類の内容を訂正すれば、違法発覚前にすでに作成された後続期の計算書類の内容に影響を与える（内容訂正による影響）。第二に、過年度の計算書類の内容に違法があることを理由に、当該過年度の計算書類の承認決議が無効となることで、当該過年度における利益処分（会社法においては剰余金の配当）も無効になるとすれば、当該過年度の計算書類について、あらためて承認決議を行うか否かによって、利益処分（剰余金の配当）の効力が左右されることになる結果、後続期の計算書類の内容が変動しうる（配当無効による影響）。しかしながら、内容訂正による影響については、後続期の計算書類が、特別損益処理方式または修正再表示方式によって累積的影響額を反映している場合には問題にならない。また、会社法下では、そもそも計算書類の承認決議の効力と、剰余金の配当の効力とは無関係であると思われる、内容に違法がある計算書類につき、あらためて承認決議を行わなくとも、違法配当か否かの判断は可能であると解されるから、配当無効による影響についても問題にならない。以上の理由から、後続期の計算書類が、特別損益処理方式または修正再表示方式によって累積的影響額を反映している場合には、内容に違法のある過年度の計算書類につき、あらためて承認決議を行っていなくとも、当該後続期に係る計算書類の承認決議は有効であり、当該後続期に係る計算書類の内容を確定することができる。以上が、本稿における検討結果である。

(1) 以下で、単に「計算書類の承認決議」という場合には、原則として計算書類についての定時株主総会の承認決議（会四三
八条二項）を指し、ただし、会社法四三九条前段が適用される場合には、取締役会の承認決議（会四三六条三項）を指すも

のとす。

- (2) 二四号会計基準および後述の企業会計原則は、財務諸表を直接の対象とする会計基準である(例えば、企業会計原則第一・四、七、二四号会計基準四項(II)、七項(1)、二二項参照)。さらに、これらの会計基準が、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会四三二条)に該当するならば、会社法上の計算書類の内容も、これらの会計基準に従うこととなる。学説上、金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」(金融商品取引法一九三条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という)一条一項。企業会計原則および企業会計基準はこれに該当する(「財務諸表等規則」一条二項三項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件)に該当する会計基準は、会社法四三二条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当すると推定されると説明される(江頭憲治郎『株式会社法(第七版)』(有斐閣、二〇一七年)六二九頁、岡仲浩『会社法』(弘文堂、二〇一七年)五八九頁)。また、「有価証券報告書提出会社などは、会社法およびその委任を受けて定められた法務省令の明文や趣旨に反しない限り、会社法上も、企業会計審議会の公表した企業会計の基準などが唯一の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」となり、それらに従わなければならない」(弥永真生「リーガルマインド」会社法(第一四版)』(有斐閣、二〇一五年)四一八頁)との説明もある。そこで、本稿では、企業会計原則および二四号会計基準の説明にあたっては、これらが会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当することを前提として、これらの基準における「財務諸表」という文言を、原則として「計算書類」に置き換えて説明することとする。
- (3) 長島・大野・常松法律事務所(編)『会計不祥事対応の実務』(商事法務、二〇一〇年)一九〜二〇頁。
- (4) 木目田裕(白桦弘宗)・藤井康次郎「決算書類の重要な過誤・粉飾の疑いが生じた場合の実務的対応」(商事法務一七九一号(二〇〇七年)三六頁、秋坂朝則「過年度の計算書類の誤謬と会社法会計」(會計一八八卷三号(二〇一五年)二五頁)。
- (5) 小松岳志(澁谷亮)・和久友子「会社法における過年度事項の修正に関する若干の整理」(商事法務一八六六号(二〇〇九年)二二頁、二三頁注一三、水川聡「判批」金融・商事判例一三三三三号(二〇一〇年)九〜一〇頁、弥永真生「過年度決算訂正の法務」(第二版)』(中央経済社、二〇一一年)一一〜一八頁、葉玉匡美ほか(稿)葉玉匡美(編著)『TMI 総合法律事務所ほか(監修)』(Q & A 決算修正の実務詳解)』(中央経済社、二〇一一年)一五五〜一五六頁。
- (6) 水川(前掲注(5))三頁。

- (7) 上田明信「計算書類の確定について」産業経理二六巻七号（一九六六年）六三頁、服部栄三（稿）大森忠夫ほか（編）『注釈会社法6（増補版）』（有斐閣、一九八〇年）四二頁、堀裕彦「計算書類の確定について」関西大学法学論集三四巻一
号（一九八四年）九七〜九八頁、本間輝雄（稿）戸田修三ほか（編）『注解会社法（下巻）』（青林書院、一九八七年）五六
八頁、倉沢康一郎（稿）上柳克郎ほか（編集代表）『新版注釈会社法8』（有斐閣、一九八七年）八一〜八二頁、片木晴彦
（稿）江頭憲治郎・弥永真生（編）『会社法コンメンタール10』（商事法務、二〇一二年）三七八頁、秋坂（前掲注（4））一
七頁、久保大作「不正な内容を含む計算書類の承認と分配可能額算定の関係についての覚書」黒沼悦郎・藤田友敬（編）
『企業法の進路』（有斐閣、二〇一七年）三八九〜三九〇頁。通説と整合的な裁判例として、大判昭和四年七月八日民集八巻
七〇七頁、東京地判昭和二年一月一日判例タイムズ四三号五八頁。これに対して、虚偽の損益計算書を承認する定時総
会の決議は、当然無効のものということはできないと判示したものとして、大決昭和四年二月一六日新聞三〇八二号九頁
参照。このように、内容に違法を含む計算書類の承認決議の有効性の問題については、裁判所の立場は必ずしも確立してい
るとはいえない（大島一輝「判批」法学研究九一巻三号（二〇一八年）一〇八頁）。したがって、この問題には、さらに検
討の余地があろう。しかし、本稿ではこの点には立ち入らず、内容に違法を含む計算書類の承認決議は無効であるという、
通説の理解を前提として検討する。
- (8) もっとも、計算書類の内容の違法に重要性が認められない場合には、当該計算書類の承認決議は有効であるとされる。倉
沢（前掲注（7））八二頁、葉玉ほか（前掲注（5））六〜七頁など。計算書類の内容に違法があるが、その違法は、会社の
規模に照らして、会社もしくは株主または会社債権者の利害に対して軽微な影響をもたらすにすぎないから、当該計算書類
の承認決議の無効を惹起しなかった事例として、大阪地判昭和四年三月二六日判例タイムズ二三五号二五三頁。本稿で
は、この点の議論には立ち入らず、本稿で単に計算書類の内容の違法という場合には、当該違法に重要性が認められる場合
を指すものとして、検討を進める。
- (9) 秋坂（前掲注（4））二五頁。
- (10) 水川（前掲注（5））九〜一〇頁。
- (11) 同基準六三項参照。
- (12) 同基準六三項参照。
- (13) 木下徳明「会計基準第24号適用における留意点と前期損益修正項目（その2）」企業会計六三巻八号（二〇一一年）一四

一頁。

- (14) 高木弘明「新井吐夢」過年度遡及処理に関する会社計算規則の一部を改正する省令の解説「経理情報一二八一号(二〇一年)四一頁は、二四号会計基準の公表前においては、「過年度遡及処理に関する会計慣行は存在しなかった」とする。
- (15) 弥永(前掲注(5))三三頁、葉玉ほか(前掲注(5))七頁。
- (16) 二四号会計基準の公表に伴い、財務諸表等規則における、特別利益(損失)に属する利益(損失)の区分を定めた規定(九五条の二、九五条の三)から、前期損益修正益(損)が削除された(平成二二年九月三〇日内閣府令第四五号による同規則改正)。木下徳明「会計基準第24号適用における留意点と前期損益修正項目(その1)」企業会計六三巻七号(二〇一年)一六三頁参照。
- (17) 例外として、会計監査を受ける会社以外の会社にあつては、過年度遡及会計基準が誤謬の訂正に関する唯一の会計基準とは限らないから、従来の会計慣行と同様、誤謬発見時の事業年度における特別損益として処理する方法も容認されるとの指摘がある。弥永(前掲注(5))三四頁。
- (18) ただし、二四号会計基準は、そのすべての項目について、財務諸表利用者の意思決定への影響に照らした重要性が考慮されるから(二四号会計基準三五項)、修正再表示の要否の判断に際しても、当該重要性が考慮されることになる(二四号会計基準四二参照)。すなわち、重要でない誤謬については、修正再表示をせず、損益計算書上、営業損益または営業外損益として認識する処理も認められる(二四号会計基準六五項)。
- (19) 前掲注(4)の文献参照。
- (20) 木目田「白杵」藤井(前掲注(4))三六頁。
- (21) 倉沢(前掲注(7))八一頁。
- (22) 木目田「白杵」藤井(前掲注(4))三六頁。
- (23) 木目田「白杵」藤井(前掲注(4))三六頁。
- (24) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (25) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (26) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (27) 秋坂(前掲注(4))二四頁。

- (28) 秋坂(前掲注(4))二四頁からは明確には読み取れないが、同論文は、当該過年度の計算書類の訂正・承認だけでなく、当該過年度より後の全ての事業年度の計算書類についても、内容に違法があると評価できる場合には訂正し、あらためて承認決議を行う必要があると解しているものと推察される。これは、秋坂(前掲注(4))二二頁が、過年度の計算書類に誤謬がある場合において、当該誤謬が後続期の計算書類に影響した結果、後続期の計算書類の重要な部分にも誤謬があると評価される場合には、当該後続期の計算書類の承認決議は無効であるとしている点からもうかがえる。
- (29) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (30) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (31) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (32) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (33) この会計処理は、二四号会計基準に基づくものである。
- (34) 前掲注(5)の文献参照。
- (35) 弥永(前掲注(5))一七頁、葉玉ほか(前掲注(5))一五六頁。
- (36) ただし、前掲注(5)の文献のうち、小松||澁谷||和久論文のみは、企業会計基準公開草案三三号「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準(案)」公表後であり、かつ、二四号会計基準公表前の時点のものである。小松||澁谷||和久(前掲注(5))一九頁。
- (37) 小松||澁谷||和久(前掲注(5))二二頁。
- (38) 水川(前掲注(5))七〜八頁、弥永(前掲注(5))一三〜一五頁。
- (39) 水川(前掲注(5))八頁、弥永(前掲注(5))一三〜一五頁。
- (40) 水川(前掲注(5))八〜九頁、弥永(前掲注(5))一三〜一五頁。
- (41) 小松||澁谷||和久(前掲注(5))二二頁、水川(前掲注(5))四頁、弥永(前掲注(5))一六頁。
- (42) 小松||澁谷||和久(前掲注(5))二二頁、水川(前掲注(5))九〜一〇頁、弥永(前掲注(5))一六頁。
- (43) 水川(前掲注(5))九頁、弥永(前掲注(5))一四〜一五頁。
- (44) 木目田||白杵||藤井(前掲注(4))三六頁、秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (45) 小松||澁谷||和久(前掲注(5))二二頁、水川(前掲注(5))八〜九頁、弥永(前掲注(5))一三〜一五頁。

- (46) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (47) 小松||澁谷||和久(前掲注(5))二二頁、水川(前掲注(5))九〇頁、弥永(前掲注(5))一六頁。
- (48) 小松||澁谷||和久(前掲注(5))二二頁。
- (49) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (50) 水川(前掲注(5))六頁参照。
- (51) 倉沢(前掲注(7))七八頁、八二頁参照。
- (52) 倉沢(前掲注(7))七八頁、八二頁。
- (53) 相澤哲||岩崎友彦「株式会社の計算等」(商事法務一七四六号(二〇〇五年)二八頁、三五頁)(相澤哲〔編著〕『立案担当者による新・会社法の解説』(商事法務、二〇〇六年)一二四頁、一三二頁、齊藤真紀〔稿〕森本滋||弥永真生〔編〕『会社法コンメンタール11』(商事法務、二〇一〇年)一一九頁。
- (54) 平成一七年改正前商法下の裁判例として、東京地決昭和五二年七月一日判例時報八五四号四三頁(興人損害賠償請求権査定事件)、東京地決平成二二年二月八日金融・商事判例一一一四〇頁(そごう損害賠償請求権査定事件)、東京地判平成一七年六月二一日高刑速(平成一七年)一四六頁(旧長銀粉飾決算事件控訴審)。会社法下の裁判例として、東京地判平成二九年四月二七日資料版商事法務四〇〇号一九頁(オリンパス損害賠償事件)。
- (55) 弥永(前掲注(5))九〇頁は、「行為時点での本来の分配可能額を超えてしまえば財源規制違反となる」とされ、長島・大野・常松法律事務所||あずさ監査法人(前掲注(3))一四二頁も、「虚偽の計算書類上の分配可能額に基づいてなされた剰余金の配当等が、本来の分配可能額を超えた違法配当であった可能性もある」という表現を用いている。久保(前掲注(7))四〇二〜四〇三頁も、あるべき分配可能額による理解に立った場合の結論を妥当として、解釈論を展開される。
- (56) 葉玉ほか(前掲注(5))二五六頁。
- (57) たとえば、k事業年度に係る計算書類について、定時株主総会(承認特則規定が適用される場合には、取締役会)による承認を受けたものの、k+1事業年度以降に係る計算書類については承認を受けていないという場合には、k事業年度が最終事業年度となる。江頭憲治郎〔稿〕同〔編〕『会社法コンメンタール1』(商事法務、二〇〇八年)五五頁。
- (58) 葉玉ほか(前掲注(5))二五六頁。
- (59) 葉玉ほか(前掲注(5))二五六頁。

- (60) 大島一輝「計算書類の内容の違法と分配可能額」法学政治学論究一一九号（二〇一八年）三六一頁。
- (61) 相澤哲ほか『論点解説新・会社法』（商事法務、二〇〇六年）五〇五頁。
- (62) 相澤哲Ⅱ郡谷大輔「分配可能額〔上〕」商事法務一七六七号（二〇〇六年）三五頁（相澤哲〔編著〕『立案担当者による新会社法関係法務省令の解説』（商事法務、二〇〇六年）一一一頁）。
- (63) 大島（前掲注（60））三六一頁。
- (64) 大島（前掲注（60））三六一頁。
- (65) 木目田Ⅱ白杵Ⅱ藤井（前掲注（4））三六頁、秋坂（前掲注（4））二四頁。
- (66) 秋坂（前掲注（4））二四頁。
- (67) 小松Ⅱ澁谷Ⅱ和久（前掲注（5））二二頁、水川（前掲注（5））八〇九頁、弥永（前掲注（5））一三〇一五頁。
- (68) 小松Ⅱ澁谷Ⅱ和久（前掲注（5））二二頁、水川（前掲注（5））九〇一〇頁、弥永（前掲注（5））一六頁。

大島 一輝（おおしま かずき）

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 なし

専攻領域 商法

主要著作 「流通市場における不実開示による発行者の民事責任」『法律学研究』第

五一号（二〇一四年）

「残余財産の分配と決算報告承認決議の無効（東京地判平成二七年九月

七日）」『法学研究』第九一卷第三号（二〇一八年）

「計算書類の内容の違法と分配可能額」『法学政治学論究』第一一九号

（二〇一八年）